

流山市市民参加推進委員会の評価シート

対象事業名	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、流山市手数料条例の一部改正について
担当課	市民課

① 市民参加の方法の選択について

パブリックコメントの意見募集の方法に加え、条例の内容について直接質疑などを行える意見交換会を行ったことは条例内容からすると適切であったと評価する。

パブリックコメントの実施にあたって、本条例と「マイナンバー利用条例の制定について」と合わせて実施したことは評価するが、意見交換会については、本条例のみを実施し、本事業については意見交換会の実施がなかったことについては多少疑問が残る。

《各委員からの意見》

- ・本条例は国民的に関心の高い条例であるため、より広く市民に周知するという意味でも、多くの手法を選択しても良かったのではないか。
- ・意見交換会とパブリックコメントの選択も大事だったが、本条例は国民的に関心の高い事案であること、当該条例もマイナンバー制度の関係事案であるため、市民参加の手法として審議会を更に手法に加えても良かったのではないか。
- ・本条例の趣旨から市民参加の手法はパブリックコメントで十分であり、あえて意見交換会を開催する必要はなかったのではないか。意見交換会が必要な事案は、むしろ「マイナンバー利用条例の制定について」の利用・情報提供事案であると考え。
- ・マイナンバー制度全般に関する事案ではなく、手数料設定の妥当性ということ、また、「マイナンバー利用条例の制定について」の意見交換会での質問は、マイナンバー制度に関することのみであったことから、市民参加という形式ではなく、審議会（該当する審議会がないのなら、外部のコメントの聴取でもよい）で付議後に一般市民への通知で良かったのではないか。

② 市民参加の方法のスケジュールの妥当性について

パブリックコメント及び意見交換会ともに開催告知、開催の手順は適切妥当と評価する。

《各委員からの意見》

- ・意見交換会開催の日程について、1か月前を担保しているので妥当と判断する。
- ・パブリックコメント期間中に意見交換会を行い、意見交換会の内容を踏まえてパブリックコメントも出来るスケジュールは評価する。

③ 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について

複数部署の資料を同一のファイルに整理したこと、マイナンバーへの市民問い合わせにパブリックコメントを案内したことは評価する。

マイナンバーに関する手数料については、意見を募るといよりも情報提供を徹底するしかないと思われるため、その情報提供の仕方はおおむね適切と考える。

《各委員からの意見》

- ・意見交換会に3名しか参加者がいない理由として、開催告知に問題があったのか、マイナンバー制度自体が市民に浸透していなかったのかどうかはわからないが、市民に広く伝わるやり方を、ツイッターやフェイスブックなどを使うなども含めて検討されたい。
- ・パブリックコメント実施中に、意見交換会開催に関する記事の再度掲載等も検討されたい。
- ・マイナンバーカードの再発行費用の受益者負担は、社会常識をあえてマイナンバー制度全般の理解を深める意図で、情報提供に取り組んだ姿勢は評価できる。
- ・意見交換会での質疑については、市民の素朴な疑問や真剣な意見（質疑）・回答が記録されているが、こうした内容を公表していること自体、全国的に見ても立派なことであり、こうした情報提供の仕組みを今後も継続していただきたい。

④ 改善点について

《各委員からの意見》

- ・意見交換会の参加者は少なかったようであったが、市民の素朴な疑問や真剣な質問が寄せられ、国民的に関心の高かった事案ではなかったのか。こうした意見交換会は、担当者は市民目線に立って国の方針や条文をやさしく解説し、複数の手段を使い、市内各地のさまざまなところで複数回実施しても良かったのではないか。
- ・市民の関心ごとのマイナンバー制度の広報の在り方を研究されたい。
- ・マイナンバー制度の勉強会などのイベントと合わせた意見交換会の開催や市民に理解してほしい内容の説明や求めている意見についての情報提供等市民が参加しなくなるような工夫を検討されたい。
- ・マイナンバー制度全般に関する事案ではなく手数料設定の妥当性についての事案であること、また、「マイナンバー利用条例の制定について」の意見交換会での質問はマイナンバー制度に関することのみであったことから、当該事業については、市民参加という形式ではなく、市民参加の形式をとる必要がある事案とは思われない。

⑤ 当該事業の評価について

A -	⊕ B -	+ C -	+ D -
-----	-------	-------	-------